

北上市災害弔慰金の支給等規則の一部を改正する規則

北上市災害弔慰金の支給等規則（平成3年北上市規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （東日本大震災に係る災害援護資金の特例） 第3条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「<u>令和6年3月31日</u>」とする。 2・3 [略]	附 則 （東日本大震災に係る災害援護資金の特例） 第3条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「<u>令和7年3月31日</u>」とする。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市災害弔慰金の支給等規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。